

社会福祉法人玉名市社会福祉協議会 福祉機器貸出規程

制定平成 17 年 10 月 3 日
玉名市社協 規程第 18 号

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人玉名市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が玉名市住民に対し、福祉機器の貸出を行うために必要な事項を規定することにより、在宅福祉の増進に資することを目的とする。

(対象者)

第 2 条 本事業の使用対象者は、福祉機器利用が必要と認められる玉名市住民とする。

(福祉機器の貸出)

第 3 条 福祉機器の借用を受けようとする者は、福祉機器借用申請書（別記第 1 号様式）を本会会長に提出しなければならない。

(貸出期間及び使用料)

第 4 条 福祉機器の貸出期間及び使用料は次のとおりとし、使用料の精算は、1 ヶ月毎・年度毎・返却時のいずれかを選択することができる。ただし、会員世帯とは、1 年以上継続して加入又は行政区及び小学校区を単位として加入している一般会員世帯若しくは賛助会員以上の世帯をいう。

福祉機器名	初 回 使 用 料			継 続 使 用 料		
	貸出期間	非会員世帯	会員世帯	継続期間	非会員世帯	会員世帯
手 動 ギャッジベッド	1 ヶ月未満 (整備料・消毒料)	2, 000 円	1, 000 円	1 ヶ月経過後 1 ヶ月毎に	1, 000 円	500 円
電 動 ギャッジベッド	1 ヶ月未満 (整備料・消毒料)	3, 000 円	2, 000 円	1 ヶ月経過後 1 ヶ月毎に	2, 000 円	700 円
エアーマット	1 ヶ月未満 (整備料・消毒料)	2, 000 円	1, 000 円	1 ヶ月経過後 1 ヶ月毎に	1, 000 円	500 円
車椅子・歩行器	1 ヶ月未満	無 料	無 料	1 ヶ月経過後 1 ヶ月毎に	300 円	200 円
緊急ベル	1 ヶ月未満	300 円	100 円	1 ヶ月経過後 1 ヶ月毎に	300 円	100 円

2 特に会長が認める場合は、使用料を減免することができる。

(福祉機器の搬送)

第5条 福祉機器の搬入及び搬出については、原則として使用者が行うものとする。

2 使用者の事情により、本会職員がギャッジベッドの搬入又は搬出をおこなう場合は、搬送料として搬入又は搬出それぞれ1回につき1,500円を徴収するものとする。

(使用者の管理義務)

第6条 使用者は、借用を受けた福祉機器を最善の管理により注意をもって使用しなければならない。

2 使用者は、借用を受けた福祉機器を他の目的に改造、転貸してはならない。

3 使用者は、借用を受けた福祉機器を故意または過失により破損、もしくは損傷させた場合は本会の指示に従い、ただちに原状に復し、またはその損害を賠償しなければならない。

(貸出の解除)

第7条 使用者に福祉機器を貸出する必要がなくなったと認める場合及び使用者がこの規定に反した場合は貸出を解除するものとする。

(補 則)

第8条 この規程の施行に関して必要な事項は、会長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成17年10月3日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年5月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(別記第1号様式)

会長	事務局長	事務局次長	担当課長	支所長	係

平成 年 月 日

社会福祉法人玉名市社会福祉協議会 会長 様

申請者氏名 _____ 印

住 所 _____

電話番号 (_____) _____

福祉機器借用申請書 兼 借用書

福祉機器（手動ギャジベット・電動ギャジベット・車いす・歩行器）を下記のとおり借用したいので、申請いたします。

借用内容	数量 () 台 No. ()
使用者	年齢 () 歳
借用年月日	年 月 日 ~ 年 月 日
借用理由	【借用者または申請者からの理由】
	【介護保険利用者の場合、担当 CM からの理由】
利用場所	
清算期間	1ヶ月毎 ・ 年度毎 ・ 返却時

【借用に際しての留意事項】

※使用者の不注意により借用物件が破損した場合は、借用者が修理返却して下さい。

申請受付印

減免の場合
その理由